

一般（人）第82号
令和7年4月7日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

「術科訓練における安全管理の指針」について（通達）

術科訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）については、職員の安全を十分に確保し、効果的に推進する必要があるところ、最近における訓練中の受傷事案の発生状況等を受けて、今般、「術科訓練における安全管理の指針」について、別添のとおり定めたので改めて安全管理を徹底されたい。

なお、「術科訓練等における安全管理の指針について」（令和3年5月12日付け一般（人）第154号）は、令和7年4月6日限り、無効とする。

（担当）術科指導係

別添

術科訓練等における安全管理の指針

第1 目的

術科訓練（試合及び検定を含む。以下同じ。）を実施するに当たっての安全管理の指針を定めることにより、訓練の安全確保と効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この指針は、山形県警察術科に関する訓令（令和3年3月本部訓令第7号）に規定する術科及び本県警察において行われる点検、礼式、教練、その他の術科訓練について適用するものとする。

第3 安全管理体制

1 術科安全管理責任者等の指定

術科訓練に伴う受傷事故を防止するため、警務部人材育成課長を術科安全管理責任者とし、術科訓練実施所属の長を術科安全管理者（以下「術科安全管理責任者等」という。）とする。

2 術科安全管理責任者等の任務

(1) 術科安全管理責任者

術科訓練に伴う受傷事故の防止を統括し、次の安全管理対策を推進する。

- ア 安全かつ効果的な術科訓練を推進するための対策を講じること。
- イ 安全管理に関する教養の実施計画に関すること。
- ウ 訓練指導者の安全管理に係る知識技能の向上に関すること。
- エ 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。

(2) 術科安全管理者

所属における術科訓練に伴う受傷事故の防止を指揮監督し、次の安全管理対策を推進する。

- ア 安全管理の実施状況に係る実態把握及び指導改善に関すること。
- イ 安全管理に関する教育の実施及び安全意識の高揚に関すること。
- ウ 訓練指導者の運用に関すること。
- エ 事故の調査、報告及び再発防止に関すること。

3 訓練指導者による安全管理の遵守等

- (1) 術科安全管理者は、術科訓練の実施に関して、真に適性を有すると認められる者を訓練指導者として運用し、安全管理を遵守させること。
- (2) 訓練指導者は、術科安全管理者の指揮監督を受け、本指針が示す安全管理を遵守して訓練の指導に当たるとともに、平素から安全管理に係る知識技能の研鑽に励むこと。
- (3) 術科安全管理者は、訓練指導者の不在時には、高段級位者や所属幹部を臨時指導者とした上で、安全管理上必要な指示を行わせたり、受傷事故の可能性が低い基礎訓練にとどめるなどの配意をさせること。

第4 安全管理上の留意事項

1 共通事項

(1) 指導体制の確立

- ア 訓練指導体制を確立して常に訓練者の動静に注視するとともに、異常を認めたときは、直ちに訓練を中止させて必要な措置をとること。
- イ 訓練者の数、訓練場所、訓練内容等を考慮し、適宜、指導体制の強化や班編制を行うなど効率的かつ統制のとれた訓練を実施すること。
- ウ 訓練中の受傷事故に備え、適切な応急手当を行うことができる救急措置の体制を確立すること。また、救命・救急用具が必要とされる訓練科目の場合には、確実に事前点検を行った上で、直ちに使用できる状態にしておくこと。

(2) 訓練者の健康状態及び体力等を考慮した安全管理

- ア 訓練者の健康状態を常に把握し、必要があると認めるときは、事前に医師の診察を受けさせること。
- イ 心臓血管系疾患、脳血管障害等で治療中（経過観察、既往症を含む。）の者、高血圧症の者等、訓練上支障のある者に対しては訓練を免除するなど、医師の診断に基づいた適切な措置を徹底すること。
- ウ 訓練者の体力、体格、技能、段級位、平素の訓練状況等に応じた訓練計画を策定し、安全かつ効果的な訓練を行うこと。

(3) 訓練環境の整備

- ア 射撃場、道場及び体育館等の訓練施設は、常に整理整頓に努め、訓練に不要な物品等を置かないこと。
- イ 訓練施設の床面、畳、腰板部、照明、冷暖房、換気装置、消火設備等を隨時点検し、破損箇所等を発見したときは、速やかに補修、整備の措置又は手続をとること。
- ウ 訓練に使用する服装、用具、防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装、又は使用されること。
- エ 訓練に使用する用具、防具等は、定期的かつ訓練前後に必ず点検を行い、異常を認めた場合は使用を禁止し、又は補修した後に使用させること。

(4) 暑熱対策 一抄一

夏期の訓練については、熱中症の定義、原因、症状、万一発生した際ににおける応急処置及び予防等に係る知見について、平素から職員に対する研鑽を促すとともに、訓練の実施に際しては、適宜の休憩、水分補給等に細心の注意を払うなど、気温や湿度等の環境に応じた具体的な対策を実践することについて、それぞれの立場に応じた役割を適切に發揮すること。

(5) 急性硬膜下血腫及び脳震盪等による重大事故の防止

- ア 訓練者が、訓練中に脳が激しく揺さぶられたおそれのある場合は直ちに訓練

を中止し、寝かした状態で安静にさせること。その際、少しでも意識障害やめまい、頭痛、嘔吐等の異常が認められる場合には、救急車を要請するなど、速やかに専門医の診断を受けさせること。

イ 初心者又は平素の訓練が不足している者については、受け身や基本動作への習熟に十分な練習期間を確保した上で、その習熟程度に応じて段階的に高強度の訓練へ移行すること。具体的には、次の事項を遵守すること。

(ア) 柔道：柔道無段者及び柔道を始めてから6か月未満の者の試合（練習試合を含む。以下同じ。）の禁止

ただし、段級審査時において、柔道無段者は、訓練開始から6か月以上が経過し、体力、技能等が求める水準に達したと認められる場合、試合を行うことができる。

(イ) 逮捕術：逮捕術技能検定「初級」未取得者及び逮捕術を始めてから6か月未満の者に対する自由訓練及び試合における「投げ」の禁止

ウ ヘッドキャップや面下等は、頭部への衝撃の緩和等に一定の効果が見込まれるもの、とりわけ受け身を失敗すると脳が大きな回転加速度を受けることにより、脳実質が歪んだり、脳表と硬膜を結ぶ架橋静脈が引っ張られるなどすることによる脳へのダメージを防ぎきれない場合があることから、その効果を過信しないこと。

エ 畳敷きの場所以外で投技を実施する場合は、相手の身体を崩し、投げる体勢にした段階で動作をやめさせること。

(6) その他

ア 準備運動及び整理運動を十分に行うこと。

イ 訓練者には過度な競争意識を持たせないようにすること。

2 科目別特記事項

(1) 逮捕術、拳銃、警察体力検定及び体力テスト

本通達が示すほか、別に定めるところによる。

(2) 柔道

柔道訓練に際しては、本通達のほか、「柔道の安全指導」（2023年1月第6版、公益財団法人全日本柔道連盟発行）に基づき実施すること。

(3) 剣道

剣道訓練に際しては、本通達のほか、「剣道指導要領」（令和2年10月1日付け、公益財団法人全日本剣道連盟発行）及び「剣道講習会資料」（平成29年4月1日付け、一般財団法人全日本剣道連盟（現公益財団法人全日本剣道連盟）発行）に基

づき訓練を実施すること。

なお、訓練中のアキレス腱断裂等の事故を防止するため、下肢の補強運動を十分に行い、必要に応じてテーピング、サポーター等を使用させること。

(4) 体育、水泳、スキーその他の術科訓練

ア 走訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。

イ 水泳訓練は、日本赤十字社の認定する水上安全法指導員、救助員の資格を有する者又は救急法上級者による指導に努め、常に訓練者を掌握できるよう、指導、監視及び救護の任務分担を明確にすること。

ウ スキーその他の術科訓練の科目は多岐にわたり、訓練場所（コース）の実地踏査や気象情報の収集、綿密な訓練計画の策定等安全管理上の留意事項に加えて、個別に必要となる措置等もあることから、各訓練における安全管理に関して十分な知識を有する指導者の指示に従って実施すること。

第5 訓練者や訓練の場面に応じたきめ細かい配慮

1 訓練者毎の配慮

(1) 平素の訓練が不足している者を始め、相対的に体力等が劣る者に対しては、急激な訓練を行わず、必要に応じて訓練強度の調整を行いつつ、段階的に運動負荷をかけるよう留意すること。

(2) 定年延長に伴い、体力低下及び健康問題等を有する高齢職員の増加が見込まれるところ、とりわけ高齢職員に対しては自身の体力等を過信して無理をすることのないよう十分に注意喚起すること。また、既往症や訓練時の体調等について、確実に把握する必要があることに留意すること。

2 訓練等の場面毎による配慮

(1) 試合、検定、審査及びこれらに向けた訓練

試合、検定、審査及びこれらに向けた訓練は、通常時に比べて高強度の訓練になりがちであることから、力量以上の著しく過度の運動負荷をかけたり、強引な術技をかけるなどにより、受傷事故が発生することのないように十分に注意させること。

(2) 体力、技能等に応じた検定、審査の実施と厳格な合否判定

検定や審査の受検に際しても、安全管理を優先すべきことに留意し、一律に合格目標達成を目指すあまり、体力や技能等が求める水準に至っていないと認められる者に対してまで無理に受検させることのないように注意すること。

また、これらの合否判定に際しては、段級位の意義がより高強度の訓練へ移行するための基礎的な技術修得を担保するものであることを踏まえ、厳格に審査を行うこと。

第6 訓練指導者に対する教養の推進

1 訓練指導者に対する教養

術科安全管理責任者は、訓練指導者及び臨時指導者となりうる所属幹部等に対して、訓練中における負傷者の救急措置を始め、安全管理に関する教養を計画的に推進すること。

2 効果的な教養の実施

安全管理に関する教養は、専門的知識を有する部外講師を招へいして行うなど、真に効果の上がる教養に努めること。

第7 受傷事故に関する的確な分析と対策

術科安全管理責任者は、訓練中における受傷事故については、事案の大小に関わらず、発生状況やその原因について分析を行い、事後の術科訓練における適切な安全管理対策を講じること。

なお、分析に当たっては、受傷した訓練員の体力、技能や健康状態等のほか、訓練指導者等による指導状況や安全管理状況についても総合的に勘案すること。